



再審訴状

2025年7月30日

最高裁判所 御中

再審原告ら訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳



弁 護 士 椎 名 基 晴



弁 護 士 仲 晃 生



弁 護 士 仲 尾 育 哉



当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

再審請求事件

貼用印紙代 2万円

上記当事者に係る最高裁判所令和6年（行ナ）第68号再審の訴え事件（対象事件：最高裁判所令和6年（行ナ）第2号（令和6年6月17日決定））について、令和7年6月30日に言い渡され、同年7月1日に申立人らに送達された判決に対して再審の訴えを提起する。

もくじ

第1	不服申し立てにかかる判決の表示	- 3 -
第2	再審の趣旨	- 3 -
第3	再審の理由	- 3 -
1	はじめに	- 3 -
(1)	泉徳治が示す最高裁判所裁判官の役割	- 3 -
(2)	本件の概要	- 3 -
2	民訴法第338条1項第1号及び第2号違反	- 5 -
(1)	再審制度の趣旨：裁判への信頼の保持と当事者の権利保護	- 5 -
(2)	自由権規約の保障する権利は憲法が保障する基本的人権であること	- 5 -
(3)	「契約書」「合意書」としての憲法：制定者の明示的・合理的意思の探求	- 9 -
(4)	自由権規約の「公平な裁判所」による裁判を受ける権利	- 10 -
(5)	民訴法338条第1項第1号及び第2号該当：「公平な裁判所」に非該当	- 11 -
(6)	除斥原因(民訴法第23条1項第6号)との関係	- 12 -
(7)	民訴法338条第1項第2号該当：事件の当事者裁判官の関与	- 14 -
(8)	第一小法廷裁判官及び関与した調査官の除斥及び忌避の申し立て ..	- 14 -
(9)	司法の中立・公正らしさ～寺西判事補懲戒処分事件最高裁大法廷判決..	- 15 -
3	民訴法第338条1項第9号違反	- 17 -
(1)	明示されるべき「理由」とは最終的な判断に至る過程	- 17 -
(2)	本件の特殊性	- 19 -
4	結論	- 20 -

第1 不服申し立てにかかる判決の表示

第1 主文

- 1 本件申立てを棄却する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立てについては、上記対象事件の決定に所論の民訴法第338条1項所定の再審事由があるものとは認められない。

第2 再審の趣旨

再審を開始するとの裁判を求める。

第3 再審の理由

1 はじめに

(1) 泉徳治が示す最高裁判所裁判官の役割

泉徳治の「最高裁判所の違憲審査権行使上の諸問題」（『日本の最高裁判所』所収、326～327頁）によれば、最高裁判所の共同調査官は、判例・通説に基づき事件の調査をするという役割から、その報告書が先例遵守、現状肯定の傾向になるのはやむをえないところであり、先例を見直す役割は裁判官が担うべきであるという。また、共同調査官に憲法の専門家はいないという。

本件の担当裁判官が、先例を見直し、憲法に基づく判断をなすことを切に願う。

(2) 本件の概要

本件は、日本国籍を本人の意思に反して喪失させることが憲法上許されるのか、許されるとしたらどのような場合であるのかなど、最高裁判所大法廷がいまだ判断を示していない憲法上の重要な諸問題が訴訟物判断の不可欠の前提となる事件について原告らが上告をしたところ、最高裁判所第一小法廷が5名の裁判官の全員一致で具体的な理由を示すことなく調書による棄却決定をしたことから（最

高裁判所令和5年9月28日決定、令和5年（行ツ）第180号）、上告人ら（本件の原告ら）が、第一小法廷限りで具体的で明確な理由も示すことなく棄却決定したことは民訴法第338条1項第1号（「法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。」、裁判所法10条1号違反。）及び9号（「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。」）にあたるとして再審の訴えを提起したが（令和5年（行ナ）第86号。以下「第1再審の訴え」という。）、この再審の訴えも第一小法廷が担当して、上告棄却決定に賛成した4名の裁判官（1名は定年退官していた。）の全員一致で具体的で明確な理由を示すことなくまたも調書による棄却決定をしたため、原告らが、第一小法廷において担当裁判官の全員が対象事件に関与していたにもかかわらず再審の訴えを担当したことにより公平公正な裁判を受ける権利等が侵害されたとして、憲法31条及び32条、98条2項及び自由権規約14条1項第2文並びに民訴法第338条1項第1号及び第2号に基づき、再審の訴えについてさらなる再審を求めて提訴したところ（令和6年（行ナ）第2号。以下「第2再審の訴え」という。）、またしても第一小法廷が再審の訴えを担当して訴えが調書により棄却され、それに対する再審の訴え（令和6年（行ナ）第68号。以下「第3再審の訴え」または「本件対象事件」という。）も第一小法廷が担当して棄却されたため、公平公正な裁判を受ける権利等が侵害されたとして、上記の条項に加えて憲法11条にも基づき、さらなる再審を求めて提訴した事案である。

本件では、①裁判官の構成が同一あるいはほぼ同じままの裁判体が自らが直近になした判断についての再審の訴えを担当することは、お手盛りのおざなりな判断を招くものであり、あるいは少なくともそのおそれが通常人の目から見て懸念されるものであることから、再審制度の趣旨や「公平な裁判所」による裁判を受ける権利の保障の観点から許されないのではないか、②調書決定では具体的な理由を示したことにはならず、判断遺脱があったというほかないのではないか、が争点となる。

2 民訴法第338条1項第1号及び第2号違反

(1) 再審制度の趣旨：裁判への信頼の保持と当事者の権利保護

再審の制度は、確定判決に重大な瑕疵があった場合にその効力を存続させることは裁判への信頼を保持するうえからも、また当事者の権利保護のうえからも好ましくないために設けられたもので（秋山幹男、伊藤真他、「コンメンタール民事訴訟法VII」3ページ）、適正手続保障（憲法31条）及び公正な裁判を受ける権利の保障（憲法32条）に由来する。

また、日本政府が自由権規約を批准し、同規約が昭和54年（1979年）に日本においても発効したことにより、以下のとおり、再審手続は、同規約第14条1項第2文が定める「公平な裁判所」による「公正な審理」を受ける権利を保障すべきものとなった（憲法11条、98条2項）。

(2) 自由権規約の保障する権利は憲法が保障する基本的人権であること

自由権規約の保障する権利が憲法によって保障されることは、憲法の制定過程の議論から明らかである。憲法制定に向けた帝国議会での説明で、金森徳次郎担当国務大臣は、下記のとおり、憲法11条はすべての基本的人権を包括的に保障する趣旨である旨を繰り返し述べ、何が基本的人権であるかは「学問の範囲に於て、及び政治の實際に於て将来実証出来るもの」と説明している。以下は『逐条日本国憲法審議録（二）[増訂版]』（清水伸、1976年）からの引用だが、ウェブ上の帝国議会会議録検索システムでも参照可能である（下線及び傍点は再審原告ら代理人による）。

㊦ 246～247頁

憲法以前の基本的人権を憲法で保障する意味

佐々木惣一（無所属一貴委九・一六） この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として」とありまして、「現在及び将来の国民に与えられる」と云う。ちょっと誤解を避ける爲に申し上げたいのです。私はこの

文句を非難して居るのでも何でもないのでありますが、少し分りにくい文句であるかと思ひますが、意味を明かにする爲に御伺ひ致します。この憲法が今申しました基本的人権にして、この憲法が国民に保障して居るものと、保障して居ないものとの二種ある、と云う立場になるんですか、どうでありますか。これは国民にこの憲法が保障する基本的人権は、侵すことが出来ない永久の権利であると云う、その権利は法的意味に入っているのですか、或は法前の権利ですか。

国務大臣 金森徳次郎 この規定はちょっと見ますと、生れながらにして持つて居る基本的人権を、保障したり与えたりすると云うことは何だかをかしいと云う、斯う云う感じがしないこともありませぬ。併しこの規定を設けました考え方、基本的人権と云うものは、この憲法以前に考えらるべきものであると云うことは、確かでありますけれども、それは自然的なる考え方でありまして、国法体系の中に入れられたものにはまだなつて居りませぬ。そこで自然的なるものを国法体系の中に編み込んで、法律現象として扱いまするので、茲に保障するとか与うるとか云う觀念が出て来ると思ふのであります。その点に差がありまして、法律と云うものはどうしたって人為的のものでありますから、基本的なものを第一には把握致しまするけれども、それを憲法は一遍法律の世界に入れますればこの保障したる権利は、斯く斯くのものとして与えられると云うことに相成ると思ひます。

佐々木惣一 そうすると妙な言葉のようですけれども、この基本的人権は別に法の枠に入れなくて、法外に於て存在して居るものと、そう云う基本的人権と考えて宜いでしょうか。或は基本的人権と云うものは、総てこの憲法が法的のものとしてしまったと云う風に考へるのでありましょうか。

国務大臣 金森徳次郎 根本の考えに於きましては、全部をこの憲法が包容して居ると云う考え方でありまして、併し、ただ実際それでは世間に於きましては不明瞭でありますから、後で具体化させて居る。第十一条はその総論でございます。

④甲D30・248～249頁

国務大臣 金森徳次郎 原案第十条（憲一條）の基本的人權の規定は、この憲法の中で幾らか特殊性を帯びた味いを持って居りまして、本当を言えば「プレアンブル」の中にあつて然るべき性質のものだろつと思ひます。前文の中にこれに該当するものがありますれば、ここになくても宜いと云うことになるろつと思ひますけれども、ここに置きました理由は、ちよつと見ますと、丸でこの憲法の方針を闡明するやうな規定でありまして、態々書かなくとも宜いように見えますがこの憲法が生れて來ます道行きが、色々御意見としてはありましようけれども、過去の日本のやり方は、國民の自由と云うものを殆ど有名無實にしてしまつたと云う所に大きな反省を加へまして、今度はもう何が何でも國民の自由が没却されると云うやうな風であつてはならぬと云うことを強めて言ひまする爲に、この規定を置いたと云う風に御説明を申し上げたいと思つて居ります。

然らば唯法律的な意味合が全然ないかと言ひますと、これは今朝程佐々木委員に対して御答を致しましたが、初に「國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。」と斯う書き出したのは、矢張りこの法律的な意義を持たせて居る積りであります、諸外國の憲法を見ますと、これに該当するやうな所に相當の条文はありますけれども、それが例示的であるか、制限的であるかと云う言葉がありまして、日本の在來の憲法はあそこに並べたものだけが保障せられて居るのであります。その裏に格別保障されたものがないと云う解釈が割合に有力だつたと思つて居ります。今度の建前ではそうではありませぬ。基本的人權と考えられ得るものは、それは實體が何であらうとこの憲法では保障するのだ、詰りそれは法律的なものとして保障するのだ、斯う云う原理をはっきり出して居ります。詰り解釈上並べたものだけを保障して居るのだ、と云う扱い方をここで成立の余地なからしめると云う所に意味がありまして、その意味から言えば、明かに法律的なる意味を持って居ると考へて居ります。

⑦ 249頁

国務大臣 金森徳次郎 これ（原案第十条（憲一條））は別にこれがなければ

不都合と云う訳ではございませぬが、結局曩に申上げましたように、この趣旨を明かにすると云うのであります。所謂「永久の権利」と云う言葉が響いて居りまして、これは永久の権利である、将来斯様に与えられるのであると云う、仰せになりました啓蒙的意義の宣言と、私は御了承を願いたいと思います。

㊦ 250 頁

国務大臣 金森徳次郎 原案第十条（憲——条）の基本的人權と云うものは、これはこの憲法よりも前に成立つ考え方でありまして、広いものと思つて居ります。その広い基本的人權と云うものの享有を妨げられないと云うのがこの憲法の根本原則であります。併しその広いものは具体的に採上げなければ能く分りませぬ。そこで以下の条文に於きまして具体的にはっきり採上げて居る。斯う云うのでありますから、何と申しますか根本は広いものであります。ただ羅列して居るのはその重要な一部分に過ぎない。斯う云う風に御了解を願いたいと思います。

㊦ 252 頁

国務大臣 金森徳次郎 御質疑の重点がどこにあるかどうかと云うことをまだ能く呑み込めませぬが、具体的人權は基本的人權にあるかどうかと云うことは、今日私としては御答え申上げるだけの心の用意を持って居りませぬ。大体基本的人權と云うものはここに掲げたものよりも広かるべきものとは思つて居りますけれども、併し、何が基本的人權であるかと云うことを限定致しますことは、今日容易に出来兼ねるのであります。それは学問の範囲に於て、及び政治の實際に於て将来実証出来るものと思つて居ります。でありますから、今日の所では私はその点に於て十分なる知識がないと御答えをする外はないと存じて居ります。

㊦ 253 ページ

国務大臣 金森徳次郎 私は左様に御説明を申上げたことはございませぬ。私の御答えはその反対です。詰り第十条（憲——条）の初めに「すべての基本的人權の享有を妨げられない」とこの憲法は書いて居ります。そうすれば總ての基本的人權の享有を妨げられないと云うことが、この憲法の保障する範囲であらうと

思うのです。で、その十条後段にありますものは、総ての基本的人権に関するものと御説明を申上げて居った訳でございます。

金森国務大臣が繰り返し説明しているとおり、憲法が基本的人権として保障する範囲に含まれるか否かは、その権利について憲法に明文規定があるかによってではなく、その権利が基本的人権であると考えられるか否かで決まる。

国際連合憲章や世界人権宣言により保障される人権はもちろん、人権条約上の権利は、「平等かつ奪い得ない権利」すなわち“基本的人権であると考えられるもの”である。いずれも金森国務大臣がいうところの「総ての基本的人権」に含まれるものとして「政治の実際に於て将来実証出来」たものであり、中でも、日本政府が批准した人権条約がすべての人類に保障する権利は、日本政府もそれらが基本的人権であると認識して条約批准に至ったのであるから、憲法が保障する基本的人権に当然に含まれる。

人権条約が保障する権利は政治の実際において実証された権利であり、憲法の保障する基本的人権に当然に含まれるのである

自由権規約が保障する「公平な裁判所」における「公正な審理」の下での裁判を受ける権利は、当然に憲法により保障される基本的人権であり、その具体的保障規定となるのが憲法11条、98条2項、及び適正手続を保障する憲法31条である。

(3) 「契約書」「合意書」としての憲法：制定者の明示的・合理的意思の探求

ここで補足しておく。現憲法は、その制定過程、内容及び形式が示すとおり、ジョン・ロックらの社会契約論に源流を持つ民定憲法である（樋口陽一「注釈日本国憲法（上巻）」青林書院新社、1984年、26～27頁。水林彪「比較憲法史論の視座転換と視野拡大ードゥブレ論文の進化と発展のための一つの試み」（樋口陽一他「思想としての〈共和国〉【増補新版】」所収）、みすず書房、2016年、318～322頁、等）。

すなわち現憲法は、「国民」（より正確に言えば憲法制定者）すべてが同意することにより（現実には同意する場面がないとしても、合理的な判断をする国民であれば誰もが同意可能な内容であることにより）発効した「契約書」あるいは「合意書」なのであって（ジョン・ロールズの「政治的リベラリズム」あるいは「公正としての正義 再説」参照）、その解釈は、憲法制定者の明示的あるいは合理的意思の探求によってなされる必要がある。

憲法解釈のこの基本的手法に従うと、上記（２）のとおり、自由権規約が保障する「公平な裁判所」における「公正な審理」の下での裁判を受ける権利は、当然に憲法により保障される基本的人権となり、その具体的保障規定となるのが憲法１１条、９８条２項、及び適正手続を保障する憲法３１条に他ならない。

（４）自由権規約の「公平な裁判所」による裁判を受ける権利

自由権規約第１４条１項第２文が保障する「公平な裁判所」（外務省訳）の英語原文は「impartial tribunal」である。

同文で「tribunal（裁判所）」に必須の要件として明示されている「impartial（公平な）」とは、「議論に関与するいずれの側をも支持しないこと」（not supporting any of the sides involved in an argument. Cambridge Advanced Learner's Dictionary & Thesaurus）、「特定の状況に巻き込まれておらず、それゆえ公正な意見や助言を与えることができる」（not involved in a particular situation, and therefore able to give a fair opinion or piece of advice. Longman Dictionary of Contemporary English）ことを意味する。「impartial」がこのように第三者性を前提とすることは、「impartial」を「すべてのライバルや紛争当事者を平等に扱うこと」（treating all rivals or disputants equally. Oxford Dictionary of English 2nd edition）とする説明にも表れているほか、「公平な（impartial）者は、特定の状況に直接巻き込まれておらず、それゆえにその状況についての公正な（fair）意見や決定を与えることができる」（"Someone who is impartial is not directly involved in a particular situation, and is therefore able to give a

fair opinion or decision about it.” Collins COBUILD Advanced Learner’s Dictionary.) とも説明される。

このように、「公平な裁判所」つまり紛争との関係で第三者である裁判所こそが、公正な決定を下すことができるのであり、自由権規約はかかる意味での「公平な裁判所」による裁判をすべての人に対して保障している。

すなわち、ある裁判所・裁判体 (tribunal) が行った判断の憲法適合性や法適合性が検討の対象となる場合、当該裁判所・裁判体 (tribunal) は、対象となる事件に直接巻き込まれて第三者性を欠いており、「議論に関与するいずれの側をも支持しないこと」が原理上不可能であるから、自由権規約が保障する「公平な裁判所」にはなり得ない。

(5) 民訴法 338 条第 1 項第 1 号及び第 2 号該当：「公平な裁判所」に非該当

そこで本件対象事件である第 3 再審の訴え (令和 6 年 (行ナ) 第 68 号) の判断主体をみると、その対象事件である第 2 再審の訴え (令和 6 年 (行ナ) 第 2 号) を調書により全員一致で棄却決定をした裁判体 (tribunal) である第一小法廷が担当している。第一小法廷は対象事件である第 2 再審の訴えに直接巻き込まれている裁判体であり第三者性を欠いているのだから、同小法廷は第 3 再審の訴えにおいて「議論に関与するいずれの側をも支持しないこと」が原理上不可能な裁判体である。したがって、第一小法廷は、第 3 再審の訴えにおいて、自由権規約第 14 条 1 項第 2 文が保障する「公平な裁判所」となり得ない。

ゆえに、第 3 再審の訴えを第一小法廷が担当したこと、及び最高裁判所が第 3 再審の訴えを第一小法廷に担当させたことは、憲法 11 条、32 条、98 条 2 項及び自由権規約第 14 条 1 項に違反するので、憲法に従って判決裁判所を構成しなかったものとして民訴法第 338 条 1 項第 1 号の再審の事由に該当する。同時に、「法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと」にあたるので、民訴法第 338 条 1 項第 2 号の再審事由にも該当する。

よって、本件では再審の開始が決定されなくてはならない。

なお、この点について最高裁判所は、第3再審の訴えを担当した第一小法廷の裁判官5名のうち、第2再審の訴えの全員一致による棄却決定に関与したのは4名のみであり、1名は同決定後に着任した者であるから、第2再審の訴えを担当した当時の第一小法廷は第1再審の訴えに完全には巻き込まれておらず、第2再審の訴えにおいて「議論に関与するいずれの側をも支持しないこと」が原理上不可能な裁判体であったということとはできない、と主張するのかもしれない。

しかし、第3再審の訴えについて審理判断した時点での第一小法廷は、同訴えについていかなる判断を下したとしても、裁判官5名のうち4名は確実に「議論に関与するいずれの側」かを支持することが避けられない裁判体であった。しかも、最高裁判所裁判事務処理規則によれば、小法廷が審理及び判断をするには3名の裁判官の出席が必要であるから（2条2項）、第3再審の訴えを審理判断した時点の第一小法廷は、対象事件（第2再審の訴え）の判断に巻き込まれていない者のみでは審理することも判断することも不可能な構成であった。このような第一小法廷について、第2再審の訴えに完全には巻き込まれておらず、第3再審の訴えにおいて「議論に関与するいずれの側をも支持しないこと」が原理上不可能な裁判体であったということとはできないなどとする主張は、「公平な裁判所」における「公正な審理」を受ける権利の保障をないがしろにする詭弁であるとの諷刺を免れない。

（6）除斥原因（民訴法第23条1項第6号）との関係

民訴法第23条1項第6号が、裁判官が不服を申し立てられた前審の裁判に関与したことを除斥原因としていることとの関係も問題である。

これについては、大審院が、不服を申し立てられた確定裁判に関与した判事が再審の訴えに関与しても前審の裁判に関与したものとはいえないとしたことを基礎に、同号の「前審」とは当該事件について直接または間接に下級審のなした裁判を指すとして、対象事件を担当したのと同じの裁判体に再審の訴えを担当させてもかまわないとする反論がなされるのかもしれない（大審院昭和18年6月

22日判決、大審院民集22巻14号551頁、最高裁判所第二小法廷昭和39年9月4日判決、最高裁判所裁判集民事75号175頁参照)。

しかし、上記の大審院昭和18年6月22日判決の事案は、対象事件の担当裁判官3名のうちの1名が、再審の訴えの担当裁判官3名のうち1名であったというものである。本件のように、対象事件(第1再審の訴え)の担当裁判官4名全員が、再審の訴え(第2再審の訴え)の担当裁判官5名に含まれており、しかも対象事件において担当裁判官4名は調書により全員一致で棄却決定をしていたという極端な場合に、大審院18年6月22日判決の示した解釈をそのまま用いるのは無理があり、適切でない。

そもそも大審院の上記判断は、基本的人権という考え方がなく、裁判を受ける権利(明治憲法24条)を含めて国民(臣民)の権利は法律の範囲内で保障されるに過ぎないとする旧憲法下でなされたものである。基本的人権の尊重を基本原理とする現憲法下で、しかも上記のとおり自由権規約を批准した後のわが国において、条文解釈の基礎としてそのまま通用させるべきものではない。現憲法施行(1947年5月3日)からすでに78年が過ぎ、まして自由権規約の日本における発効(1979年9月)から25年が経過した21世紀の今日において、不服を申し立てられた対象事件に関与した裁判官がその再審の訴えに関与することは、「前審」の裁判に関与したものとして除斥事由となると解するのが論理的必然である。

そこで本件をみると、第3再審の訴えの判断には、その対象事件(第2再審の訴え)の棄却決定(「前審の裁判」)に関与したため民訴法第23条1項第6号により除斥されるべき裁判官4名が関与しているから、「法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与した」として、民訴法第338条1項第2号の再審事由に該当する。

よって、本件では、この観点からも再審の開始が決定されなくてはならない。

(7) 民訴法338条第1項第2号該当：事件の当事者裁判官の関与

ここで仮に、民訴法第23条1項第6号の「前審」の解釈について再審の対象事件の審理は含まないとする大審院の判断を踏襲するとしても、対象事件を担当した裁判官がその再審の訴えを担当することは、民訴法第23条1項第1号の除斥事由に当たり、許されない。

なぜなら、再審の訴えは、対象事件の裁判体の構成や審理判断に誤り等の再審事由があることを理由として対象事件の審理のやり直しを求めるものであるから、対象事件を担当した裁判官は、やり直しを求められる審理判断を行った主体であり、訴訟法上の原告・被告の立場にはないものの、再審事由の存在または不存在を基礎づける事実行為を直接行った者であるという点で「事件の当事者」に他ならないからである。

まして、上述のとおり「公平な裁判所 (impartial tribunal)」による裁判を保障する自由権規約が日本において発効し、同権利が憲法により保障されるに至っているのだから、対象事件に関与した裁判官は再審の訴えにおいては「事件の当事者」であり、対象事件に関与した裁判官は再審の訴えを担当することは「裁判所」の「公平性」を損なうものとして第1号の除斥事由となるというべきである。

そこで本件をみると、第3再審の訴えには、対象事件である第2再審の訴えに担当裁判官として関与したことにより民訴法第23条1項第1号によって除斥されるべき裁判官が関与しているから、「法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与した」として、民訴法第338条1項2号の再審事由に該当する。

よって、本件では、この観点からも再審の開始が決定されなくてはならない。

(8) 第一小法廷裁判官及び関与した調査官の除斥及び忌避の申し立て

今回の再審提起に至るまでの一連の経緯をみると、最高裁判所は、当事者が裁判官の除斥または忌避を申し立てない限り、再審の訴えはその対象事件を担当した裁判体に担当させるという運用を採用してきた可能性がある。

また、第一小法廷の裁判官らは、第1再審の訴えから第3再審の訴えまでいずれを担当することにも何の疑問も覚えなかったようで、すべて簡単な調書決定ですましており、本件の担当を自ら回避（民訴法施行規則12条）することも同裁判官らには期待し難い。

そこで再審原告らは、本件再審の訴えの提起と併せて、第一小法廷の裁判官全員と、第2再審の訴えにおいて第一小法廷の裁判官に担当させても問題なしとの決定を下した第二小法廷の裁判官全員（令和6年（行二）第41号、第42号、第43号）の除斥及び忌避を別途申し立てる（民訴法第23条2項、24条1項）。

また再審原告らは、対象事件の決定に関与した調査官室の調査官ら（氏名不詳）についても、同様に別途、忌避を申し立てる（民訴法第23条2項、24条1項、または・かつ27条）。

（9）司法の中立・公正らしさ～寺西判事補懲戒処分事件最高裁大法廷判決

最高裁大法廷は、寺西判事補懲戒処分事件で最高裁大法廷（1998年（平成10年）12月1日最高裁判所大法廷決定、最高裁判所民事判例集52巻9号1761頁）は、司法の中立・公正らしさについて次のとおり判示した。

「憲法は、近代民主主義国家の採る三権分立主義を採用している。その中で、司法は、法律上の紛争について、紛争当事者から独立した第三者である裁判所が、中立・公正な立場から法を適用し、具体的な法が何であることを宣言して紛争を解決することによって、国民の自由と権利を守り、法秩序を維持することをその任務としている。このような司法権の担い手である裁判官は、中立・公正な立場に立つ者でなければならない、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法と法律にのみ拘束されるものとされ（憲法76条3項）、また、その独立を保障するため、裁判官には手厚い身分保障がされている（憲法78条ないし80条）のである。裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請される。司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営

の適正はもとより当然のこととして、外見的にも中立・公正な裁判官の態度によって支えられるからである。したがって、裁判官は、いかなる勢力からも影響を受けることがあってはならず、とりわけ政治的な勢力との間には一線を画さなければならない。そのような要請は、司法の使命、本質から当然に導かれるところであり、現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分の憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や国家賠償請求事件などを取り扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する権限を有しているのから、特にその要請が強いというべきである。」

同決定は、現行憲法下における司法権は、独立して中立・公正な立場に立って行使されるのみでなく、外見的にも中立・公正であることすなわち「中立・公正らしさ」が要請されるとして、裁判官の集会の自由及び表現の自由(憲法21条)を極めて強く制約することを容認したものである。

司法の「中立・公正らしさ」を裁判官の基本的人権保障よりも優先すべきとする最高裁のこの方針に従うなら、対象事件を担当した本件裁判官らが再審を担当することは司法の「公正らしさ」を著しく害するものとして許されないはずである。ましてや、本件裁判官らを再審に関与させないとしても、同人らの基本的人権が制約されることもない。

そもそも本件は、最高裁第一小法廷が、訴訟物に関する判断にとって不可欠の前提である国籍法11条1項の憲法適合性について判断を回避する調書決定を全員一致でしたことから始まった(上告棄却の例文決定は、「最高裁としての法的判断を示したものではなく、争点に関する原審の判断を是認したものともいえません」(『行政事件訴訟における調査検討・審理運営の在り方について』10頁、岩井伸晃、2024年)。

この事実を寺西判事補懲戒処分事件の最高裁大法廷決定が「現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分の憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や国家賠償請求事件などを取り扱い、立法府や行

政府の行為の適否を判断する権限を有している」ことを重視していることに照らして考えるなら、本件再審の審理では、違憲立法審査権を国民から託された最高裁が「中立・公正らしさ」を示して司法に対する国民の信頼をつなぎとめることができるか否かという視点が特に重要である。

最高裁には危機感をもって本件の審理判断に臨んでいただきたい。

3 民訴法第338条1項第9号違反

(1) 明示されるべき「理由」とは最終的な判断に至る過程

民事訴訟（国家賠償請求訴訟を含む。）及び行政訴訟の判決書の必要記載的事項の一つに「理由」がある（民訴法253条3号、297条、313条、122条、行訴法7条。刑訴法44条1項も同様。）。

ここでいう「理由」とは、「裁判はその当事者の主張が主張どおりであるかどうかを個々に判断し、それを総合して最終的な請求の当否の判断に至るものであるから、判決書の「理由」は、そのような最終的な判断に至る経過を明らかにするものでなければならない」（コンメンタール民事訴訟法V、191頁）。

これを本件対象事件に即していうと、本件対象事件の決定は、当事者の主張する再審事由を検討したうえで、それが民訴法338条1項所定の再審事由に当たるか当たらないかの判断に至るものであるから、判決書の「理由」は、民訴法338条1項所定の再審事由に当たるか当たらないかの判断に至る過程を明らかにするものでなければならない。

これは立憲民主主義制度を採用する我が国の司法制度に通底する基本原理であり、たとえば最高裁が、裁量処分である行政処分の理由付記の根拠を、「処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する」（最判昭和38年5月31日民集17巻4号617頁）と説明し、「不服の事由に対応してその結論に至った過程を明らかにすべきである」（最判昭和37年12月26日民集16巻12号2557頁）と述べたことに表れている。「さもないと、裁判所の判断の

慎重・合理性を担保することができず、恣意に流れ、裁判所は専制君主になり、とても法治国家の裁判とは言えないからである。」(阿部泰隆「最高裁上告不受理事件の諸相2」4～5頁)。

さらに言えば、「国民には裁判を受ける権利がある。それも、質の悪い裁判ではなく、良質の裁判を受ける権利を持っていると考えなければならない。法の支配の当然の帰結である。」(濱秀和「最高裁上告不受理事件の諸相1」17頁)。濱の指摘する権利の具体的内容は、憲法11条、31条、98条2項、自由権規約14条2項が保障する「公平な裁判所」における「公正な審理」を受ける権利である。

このように、「理由」を記載することが裁判所に義務づけられているのは、「理由」は裁判が恣意に流されず慎重かつ合理的になされたのかどうかを判断するための材料となるものであり、その明示が適正手続保障(憲法31条)及び公正な裁判を受ける権利の保障(憲法32条)にとって不可欠だからである。

最終的な判断に至る経過が明らかでなければ、敗訴当事者は納得し難く司法に対する不信を抱え込む。研究者が判例批評することもできないから、裁判所は誤った判断をしても批判を全く免れることになり、安易な判断ミスを生む基にもなる(武藤春光「最高裁の持ち廻り合議と例文判決について」自由と正義48巻1号、90頁参照)。

「理由」すなわち最終的な判断に至る経過の明記は、裁判の適正と司法に対する信頼を確保していくうえで不可欠であり、それゆえに判決書の必要的記載事項とされるのである。

ところが、本件対象事件に記載された「理由」は、「民訴法第338条1項所定の再審事由があるものとは認められない」とするのみで、最終的な判断に至る経過が記されていない。当事者の主張する再審事由が民訴法338条1項所定の再審事由に当たるか当たらないかを判断した過程を示すことは何ら難しい話ではないのだから、これでは本件対象事件の審理において、当事者の主張する再審事

由が民訴法 338 条 1 項所定の再審事由に当たるか当たらないかの判断が実際にはなされなかった、すなわち「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があった」（民訴法 338 条 1 項第 9 号）からと考えざるを得ない。本件対象事件の棄却決定は、結論ありきで「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断」をしておらず、民訴法 338 条 1 項第 9 号違反がある。

（２）本件の特殊性

上述のとおり本件は、最高裁第一小法廷が、令和 5 年（行ツ）18 号事件の令和 5 年 9 月 28 日付の全員一致の調書決定において、訴訟物判断の不可欠の前提である国籍法 11 条 1 項の憲法適合性（東京地裁 2021 年 1 月 21 日判決、東京高裁 2023 年 2 月 21 日判決の判決文を参照。地裁も高裁も判決に不可欠であるとして憲法適合性を判断している。）について判断を回避し、「理由」すなわち最終的な判断に至る経過を明記しなかったことに端を発した再審の訴えである。（上告棄却の例文決定は、「最高裁としての法的判断を示したのではなく、争点に関する原審の判断を是認したものともいえません」（『行政事件訴訟における調査検討・審理運営の在り方について』10 頁、岩井伸晃、2024 年）

これまでに国籍法 11 条 1 項を合憲とした最高裁大法廷判決はなく、裁判所法 10 条 1 号に従えば小法廷限りで判断することは許されない。裁判所法違反である¹。ところが、最高裁第一小法廷は、裁判所法違反の棄却決定をした（民訴法 338 条 1 項 1 号該当）。しかも、訴訟物に関する最終的な判断に至るうえで不可欠な国籍法 11 条 1 項の憲法適合性についての判断もしない例文決定による上告棄却であり、「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があっ

¹ 最高裁判所による裁判所法違反の実例は、国籍法 11 条 1 項の憲法適合性が争われた本件の大元である令和 5 年 9 月 28 日第一小法廷調書決定、同じく国籍法 11 条 1 項の憲法適合性が争われた国籍法令和 7 年 5 月 26 日第一小法廷調書決定だけではない。最高裁判所裁判官を務めた泉徳治は、最高裁判所による裁判所法 10 条 1 号違反の実例として、君が代斉唱事件についての各小法廷判決（2011 年 5 月 30 日第二小法廷判決、同年 6 月 6 日第一小法廷判決、同年 6 月 14 日第三小法廷判決）、都議会議員の定数配分規定の憲法適合性に関する 2015 年 1 月 15 日第一小法廷判決を挙げる（最高裁判所の違憲審査権行使上の諸問題、「日本の最高裁判所——判決と人・制度の考察」所収、323～325 頁、2015 年）。

た」(民訴法338条1項第9号該当)。これらを指摘して原告らが再審を提起したところ、またも第一小法廷が「理由」を示すことなく棄却をした。これに対する第2再審の訴えも第3再審の訴えも第一小法廷が「理由」を示すことなく棄却されたため、再審原告らは今回の再審提起に至らざるを得なかった。ここまでせねば「公平な裁判所」における「公正な審理」を受ける権利が実現されないなど、あるいはここまでしても実現されないなど、立憲主義の法治国家として恥ずべきことではないか。

このような最高裁の現状は、国民の目には、「最高裁は自分たちの望む結論を論理的かつ合法的に導けない事件では、法律に違反してでも、「理由」を示すことなく訴えや申立てを問答無用で切り捨てるのだ」と映り、司法への信頼が根底から失われてしまうであろう。

司法が国民の信頼を取り戻すには、本件を端緒として、最高裁が過去の過ちを直視し改める姿勢を示しつつけることが不可欠である。

原告らは、憲法に基づく裁判所の判断、法の支配の下での公正な裁判を求めているのであって、その手続きの適正を保障する責務が最高裁にはある。

最高裁は、組織内でしか通用しない内向きの論理ではなく、憲法に従った法の支配を率先して実践し、示すべきである。

4 結論

以上のとおり、再審原告らは、民訴法第338条1項第1号、2号及び9号に基づき、本件について再審開始の決定を求める。

以上

	事件番号 (再審訴状の日付)	対象事件	(再審の訴えの) 主要な争点	審理の流れ (再審の訴え③から)
再審の訴え①	令和5年(行ナ)第86号 (令和5年10月26日)	令和5年(行ツ)第180号	①対象事件が小法廷 限りで判断できる事 件であるのか。	②が否定されれば再審の 訴え①においても第一小 法廷の裁判官は(申立が なくとも)職権により除 斥されるので、①が別の 裁判体により判断される ことになる。
再審の訴え②	令和6年(行ナ)第2号 (令和5年12月31日)	令和5年(行ナ)第86号 (再審の訴え①)	②再審の訴えを、対 象事件(再審の訴え ①)を調書決定によ り全員一致で棄却し た小法廷(裁判官) が担当することが許 されるのか。	③が否定されれば②も同 じく否定されるので、第 一小法廷の裁判官は(申 立がなくとも)職権によ り除斥されたうえで、対 象事件(再審の訴え①) の判断が審理が再開され る。
再審の訴え③	令和6年(行ナ)第68号 (令和6年7月17日付)	令和6年(行ナ)第2号 (再審の訴え②)	③再審の訴えを、対 象事件(再審の訴え ②)を調書決定によ り全員一致で棄却し た小法廷(裁判官) が担当することが許 されるのか。	③が否定されれば、対象 事件(再審の訴え②)の 審理が再開される。
再審の訴え④	令和7年(行ナ)第■■号 (令和7年7月30日付)	令和6年(行ナ)第68号 (再審の訴え③)	④再審の訴えを、対 象事件(再審の訴え ③)を調書決定によ り全員一致で棄却し た小法廷(裁判官) が担当することが許 されるのか。	④が否定されれば、対象 事件(再審の訴え③)の 審理が再開される。